伊万里市障害者等日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の日中に おける活動の場を提供するとともに、障害者等の家族が就労するための支援及 び障害者等を日常的に介護する家族等の一時的な休息を確保することにより、 障害者等の地域生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊万里市とする。ただし、事業の一部又は全部 を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができるものと する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第3項の規定による支給決定を当市から受けた者を含む。)で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な在宅の障害者等とする。

(事業内容)

- 第4条 この事業の内容は、障害者等に対し、日中における活動の場を提供し、障害者等の一時的な見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を実施するとともに、予算の範囲内において必要に応じ、本事業の利用に係る送迎サービス及び入浴サービスを行うものとする。ただし、宿泊を伴う事業の実施は行わないものとする。
- 2 この事業の実施時間は、午前7時から午後9時までとする。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、伊万里市障害者等日中一時支援事業利 用申請書(様式第1号)を福祉事務所長に提出しなければならない。 (利用決定)

- 第6条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、当該障害者等の心身の状況その他必要な事項を速やかに調査し、利用の可否及び利用期限を決定するものとする。この場合において、福祉事務所長は、当該調査の一部を法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者に行わせることができるものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により利用することが適当と認めたときは、申請者に対し、伊万里市障害者等日中一時支援事業利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の規定により利用することが適当でないと認めたときは、申請者に対し伊万里市障害者等日中一時支援事業利用却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による利用期限は、決定した日の属する年度の3月31日までとする。

(利用の変更及び廃止)

- 第7条 前条の規定により決定通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、遅滞なく、福祉事務所長に伊万里市障害者等日中一時支援事業利用変更(廃止)申請書(様式第4号)を提出しなければならない。
 - (1) 住所等を変更したとき。
 - (2) 利用する必要がなくなったとき。
 - (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、決定の内容に変更が生じたとき。
- 2 前条の規定は、前項の申請について準用する。

(利用方法)

第8条 利用者は、この事業を利用しようとするときは、事前に第6条第2項の規 定による決定通知書を福祉事務所長又は福祉事務所長から事業の委託を受けた者 (以下「受託者」という。) に提示し申し込むものとする。

(利用の取消し)

- 第9条 福祉事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の 決定を取消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用に関し、福祉事務所長の指示に従わないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が適当でないと認めたとき。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の決定を取消したときは、申請者に対し、伊万里市障害者等日中一時支援事業利用取消し通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業に要する費用)

第10条 この事業の実施に要する費用は、1回につき別表に定める額とする。 (利用者負担額)

- 第11条 利用者は、前条において算定した額の100分の10に該当する額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)を福祉事務所長又は受託者に支払うものとする。ただし、重度心身障害児等が重症心身障害児施設を利用する場合においては、100分の5に相当する額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)とする。
- 2 送迎サービスを利用する者は、前条において算定した額の11分の1に相当する額を福祉事務所長又は受託者に支払うものとする。
- 3 入浴サービスを利用する者は、前条において算定した額の100分の10に該 当する額を福祉事務所長又は受託者に支払うものとする。
- 4 福祉事務所長又は受託者は、日常生活において通常必要なものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができるものとする。

(利用料の減免又は免除)

第12条 福祉事務所長は、利用者及びその属する世帯の世帯員が次のいずれかに

該当するときは、前条第1項から第3項までに規定する利用者負担額を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けているとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委託料)

第13条 第2条ただし書の規定により、事業の一部又は全部を委託した場合における受託者に支払う費用は、第10条において算定した額から第11条第1項から第3項までに規定する利用者負担額を差し引いた額とする。

(遵守事項)

- 第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 病気その他の理由によりこの事業を利用しないときは、福祉事務所長又は受託者が指定した期日までにその旨を届け出ること。
 - (2) その他係員の指示に従うこと。

(台帳の整備)

第15条 福祉事務所長は、登録状況等を明確にするため、伊万里市障害者等日中 一時支援事業台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成18年告示第105号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第34号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第37号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月12日告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月26日告示第91号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に 残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。